

県南広域振興局長告示第148号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、指定障害児入所施設を次のとおり指定した。

平成24年10月12日

県南広域振興局長 田村均次

福祉型障害児入所施設

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	設置者の名称	指定年月日
0351500012	たばしね学園	奥州市前沢区字田畠18番地5	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	平成24年10月1日